

公益社団法人日本エアロビック連盟 エアロビック指導者登録規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本エアロビック連盟(以下「本連盟」という)が認定するエアロビック指導者の登録に関する事項について定める。

(資格区分)

第2条 本連盟が認定するエアロビック指導者資格とは、次の資格をいう。

(1)本連盟が認定を行う JAF 認定エアロビック指導者資格

- a. 指導専門委員
- b. テクニカル・アドバイザー(TA)
- c. エアロビックリーダー
- d. キッズ・ジュニアエアロビック指導員
- e. アクアエアロビック指導員(Ⅱ種、Ⅰ種)
- f. エアロビック技能検定員
- g. ジュニアエアロビック技能検定員
- h. 審判員(C級～S級)
- i. スローエアロビック指導員

(2)本連盟と(公財)日本スポーツ協会(以下、日本スポーツ協会という)が協力して行う公認エアロビック指導者資格

- a. エアロビックコーチ1
- b. エアロビックコーチ2
- c. エアロビックコーチ3
- d. エアロビックコーチ4
- e. エアロビック教師

(登録)

第3条 登録は、本連盟が開催または承認した認定エアロビック指導者養成講習会の修了者で所定の試験に合格したものが個人単位で申請する。

- 2 前項の登録に当っては、別に定める個人賛助会員会費の他、認定料、登録料を納めるものとする。
- 3 登録は、原則として4月1日と10月1日の毎年2回とする。
- 4 公認スポーツ指導者資格については、日本スポーツ協会の定める規定に基づいて申請するものとする。
- 5 スローエアロビック指導員資格については、登録料を免除する。
- 6 登録手続きが完了した者に対して資格を認定するものとする。

(資格の有効期間と登録更新)

第4条 資格の有効期限はスローエアロビック指導員資格を除き2年間とし、2年毎に登録更新を行う。

- 2 前項の更新にあたっては、資格の有効期限前までに本連盟の定める資格更新研修会を受講しなければならない。
- 3 有効期間内に登録更新を行わない場合には、該当する認定資格を失う。

但し、本連盟が特に認めた場合は、期間を過ぎても登録更新を行うことができる。

(会員証の発行)

第5条 本連盟は、第3条により登録した者及びそれを更新した者に対し、本連盟の認定エアロビック指導者として「会員証」を電子的方法により交付する。

(個人情報の扱い)

第6条 本連盟は、指導者が指導者登録時に本連盟に提供した個人情報を、必要に応じて各都道府県連盟、各種委員会、各ブロック協議会（以下「関係団体」という）又は本連盟又は関係団体が主催する研修等の講師、指導者などに提供することができるものとする。

(資格の取り消し)

第7条 資格認定を受けた者が本連盟の認定エアロビック指導者として相応しくない行為があったと認められたときは、別に定める倫理・コンプライアンス規程により資格が取り消される。

(その他)

第8条 この規程に定める他、登録に必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

平成27年10月改訂

平成30年7月改定

令和4年7月1日改定

認定エアロビック指導者登録規程の細則

(目的)

第1条 本細則は、公益社団法人日本エアロビック連盟(以下「本連盟」という)認定エアロビック指導者登録規程で定められた他、必要な事項について定める。

(登録手続き)

第2条 登録は、所定の申請用紙に必要事項を記入し、認定料、登録料、個人賛助会員会費を添えて本連盟に申請する。

2. 登録申請は、合格通知を受けた後、速やかに行うものとする。

(費用及び支払い)

第3条 登録手続きに必要な費用は次の通りとする。

(1)認定料 5,280円(各資格の認定料として、初回のみ支払う)

(2)登録料 5,000円(各資格の登録料として2年毎に支払う)

(3)個人賛助会員会費 6,000円(年会費として毎年納付)

2. 前項の費用の支払いは、申請者が指定する銀行口座から引き落としにより行なう。

(個人賛助会員費の免除)

第4条 第2条のうち認定校の学生が資格を登録認定する場合は、2年間に限り個人賛助会員費が免除される。

(登録料の免除)

第5条 本連盟の認定エアロビック指導者資格及び日本スポーツ協会と共催して行う公認スポーツ指導者資格を含めて3種類以上の資格登録を有する者は、4種類以降の資格登録に必要な登録料を免除される。

2. 4種類以降の資格の登録料の免除は、本連盟の認定資格についてのみ対象とし、公認スポーツ指導者の資格登録は対象とはならない。

3. スローエアロビック指導員資格者の登録料は免除される。

(登録更新手続き)

第6条 登録更新は、更新の通知を受けた後、銀行口座から引き落としにより、更新手続きを行うものとする。

附則

1. この細則は、平成25年4月1日より施行する。

2. 平成26年4月改訂

3. 平成30年7月改定

4. 令和元年10月改訂

<資料>

資格の登録・更新に係わる費用の要約

1. JAF認定エアロビック指導者の資格登録、更新の費用

別表1：資格登録費用一覧

費用	初年度 (新規登録)	2年度	3年度 (更新登録)
認定料	5,280円	—	—
登録料	5,000円	—	5,000円
個人賛助会員会費	6,000円	6,000円	6,000円

- ①各資格の新規登録時に認定料を支払う。
- ②資格の有効期間は2年間とし、各資格別に登録料を2年毎に支払う。
入会金(2,000円)は免除される。
- ③個人賛助会員会費は、年会費6,000円を毎年納付する。
- ④上記費用は、申請者の指定する銀行口座より引き落とされる。

2. 個人賛助会員会費

- ①JAF認定エアロビック指導者、公認スポーツ指導者を含めて、規程により個人賛助会員の入会が必要となる。
- ②認定校の学生が資格の認定登録を行う場合は、最初の2年間に限り個人賛助会員費が免除される。

3. 登録料免除

スローエアロビック指導員資格は登録料が免除される。また、複数の資格を保有する資格者の登録料は次のとおりとする。

- ①3種類以上の資格登録を有する者は、4種類以降の資格登録に必要な登録料は免除される。
- ②公認スポーツ指導者資格の場合、複数資格を有しても1種類としてカウントする。
- ③公認スポーツ指導者資格の登録料は免除対象にはならない。

(参考)

別表2：公認スポーツ指導者の資格登録、更新の費用

費用	初年度 (新規登録)	2年度	3年度	4年度	5年度 (更新登録)
初回手数料	3,000円				
登録料	20,000円 (基本登録10,000円) (資格別登録料10,000円)				20,000円
個人賛助会員会費	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円

- ①初回手数料及び登録料は、資格取得時に日本スポーツ協会に支払う。
- ②資格の有効期間は4年間とし、4年毎に登録料を日本スポーツ協会に支払う。
(別途、公認スポーツ指導者に関する資料参照)
- ③個人賛助会員年会費の6,000円は、日本エアロビック連盟(JAF)に支払う。

以上